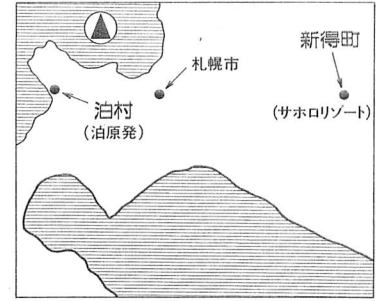


後ろ向きへの対応に終始する道行政

リゾート・核燃料輸送で硬直した「非開示」の決定

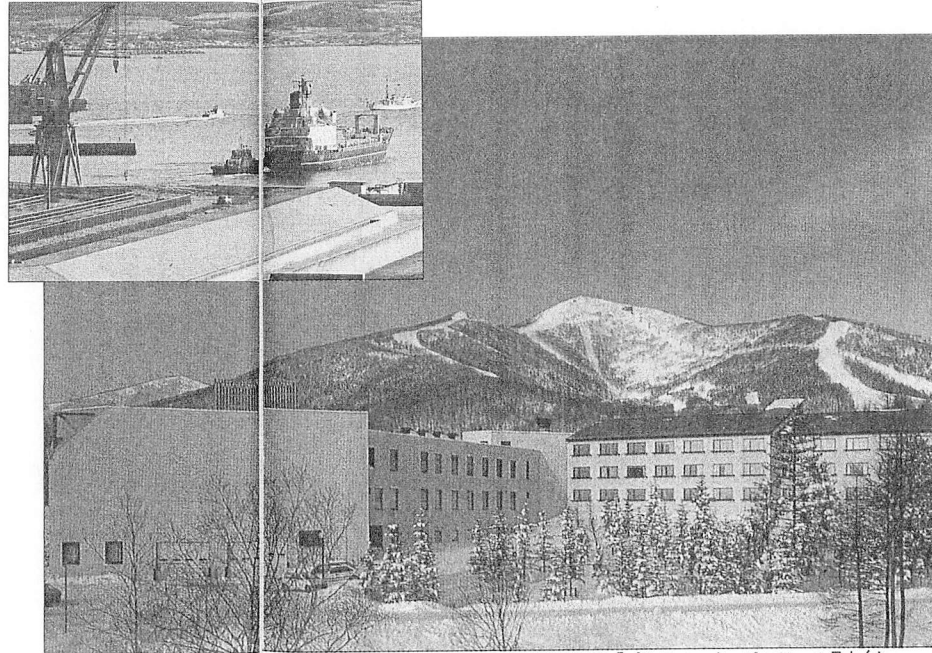
ルポライター
滝川康治

環境保全を求める道民の願いが、行政や企業の「情報非公開」の壁に阻まれるケースが目立つ。サホロリゾート（新得町）のゴルフ場拡張計画と泊原発からの使用済み核燃料搬出をめぐる、道の後ろ向きの環境行政を検証し、情報公開を求める声を紹介する。



ズサンな環境アセスが発端

三月二十七日、道の情報公開のあり方を争点にした、ひとつの行政訴訟の控訴審が札幌高裁で結審した。
この裁判は、サホロリゾート（十勝管内新得町）のゴルフ場増設計画めぐり、道公文書の開示等に関する条例（以下、条例と略）に基づいて同計画



泊原発から出航する核燃料輸送船「パシフィック・ビンテール号」（上・昨年9月19日）情報公開をめぐる裁判が進む一方、バブル崩壊で経営不振が続くサホロリゾート（下）

裁判の発端は、道の環境影響評価アセスメント）条例に基づいて九二年三月に審議会の答申がなされたところさかのぼる。
九一年春、狩勝高原一帯でリゾート開発を進めているセゾングループ（西洋環境開発、サホロリゾート、狩勝高原開発）が既存施設の拡張計画をまとめた。二千二百ヘクタールを開発エリアとして、スキー場を百二十ヘクタール（既設分七十ヘクタール）に、ゴルフ場を五十四ホール（同十八ホール）に、宿泊施設を五千五百ベッド（同千ベッド）に拡張することを柱にした構想で、一日の最高入り込み者数を一万一千人と見込んでいた。人口八千人の新得にとっては、農林業から観光の町へと、産業構造を一変させるようなプロジェクトだった。

東京生まれの芳賀さんは、十八年前に現在地へ新規入植した。無農薬栽培の野菜を作り、平飼いの養鶏も手がける。当初は新規入植者が歓迎されていたが、八六年に前町長がセゾングループを誘致してからというもの、町政はリゾート一辺倒になった。「このままで、農家が切り捨てられていくのでは

」という不安を抱いていた芳賀さんは、リゾート開発はいよいよ加減にしてほしい、と思っていた。
拡張計画が取り沙汰されると、芳賀さんは喫茶店に開発事業者を招いて非公式の話し合いを始めた。環境アセスメントの手続きが進むなかで、慎重派の住民グループも結成され、その事務局も担当する。環境アセスの公聴会などでは、ゴルフ場の農業情報の公開や魚毒性の高い有機銅剤の使用中止、町の財政負担などについて意見を述べていった。
公表されたアセスは、具体的な農業使用量などを明らかにしない内容だったため、住民グループは九二年六月、道や事業者側が持っているデータの開示を請求した。芳賀さんにとって、道の条例を使う初めての経験だった。このときは、申立ての結論が出る前に道と事業者が協議してデータが公開されると、住民側は実を取った。



本人訴訟で一番の勝訴判決を勝ち取った芳賀耕一さん

「ゴルフ場造成などでいろんな考え方があるのは当然で、私たちの活動もいわゆる『反対運動』じゃなかった。むしろ、開示請求は情報公開や民主主義が損なわれていることに対する問題提起だ」と、芳賀さんは、具体的な農業使用量などを明らかにしない内容だったため、住民グループは九二年六月、道や事業者側が持っているデータの開示を請求した。芳賀さんにとって、道の条例を使う初めての経験だった。このときは、申立ての結論が出る前に道と事業者が協議してデータが公開されると、住民側は実を取った。
九四年十月、札幌地裁は道内で初の情報公開に関する司法判断を示した。「地域住民にとって公文書開示は公益上の必要性が大きい」と、芳賀さんの

本人訴訟で全面勝訴判決



言論問題で発言を続けてきた神原昭子さん

公文書開示が公益に資することは明らか」と明快に言い切り、企業側の利益を優先させた道の主張を退けた。また、「個人情報」が盛り込まれている」などの理由で非開示とされた地番図は、「法務局の登記簿で誰にでも得られる情報。条例の非開示基準には該当しない」として、道側の安直な条例運用をきびしく批判した。

と報酬合わせて百四十万円が道費から支出された。芳賀さんは、この費用の返還を求める裁判も提起している。控訴審で道側は、「当該法人（サホロリゾート）の個別具体的な不利益がなくても、一般的抽象的にでも不利益が認められれば情報を非開示とする」と、開発事業者側に肩入れした条例解釈を述べている。環境や道民の生活を守ることも、企業の利益の方が大事というわけだ。

法廷には、芳賀さん一人に対して、道側は三つのセクションから十数人が出廷したこともある。何度が傍聴している、北海道ゴルフ場問題情報ネットワーク代表の神原昭子さんは、「道の内部で協議して一人か二人で済むのに、大勢の職員が出てくること自体、道民感覚からずれていて滑稽な感じがする。芳賀裁判のあと、道はゴルフ場の農業名を公表して方針を転換したのに、行きがかりのメンツにこだわるところに行政の硬直性がある」と、旧態依然の対応を批判する。

神原さんらは、ゴルフ場の敷地造成計画の進展度などを臆きに道庁を訪れ

たが、敗訴にもかかわらず、着手金

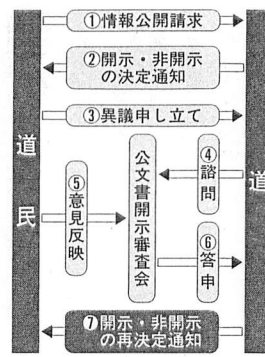


Table comparing disclosure status for fuel transport between Hokkaido and Miyagi Prefecture. Columns include 'Hokkaido', 'Miyagi Prefecture (Before)', and 'Miyagi Prefecture (After)'. Rows include 'Quantity of fuel', 'Transport date', 'Transport ship name', 'Transport route', 'Destination', 'Re-processor', and 'Responsible person'.

道の公文書開示手続きの流れ(上)と核燃料輸送に対する情報公開度の比較(下)

きたのはさらに三日後で、請求の利益を逸する結果になった。すでにマスコミ報道で道内外に流れた輸送船名や再処理工場の国名、輸送容器の数なども軒並み「非開示」にされた。

道環境対策課は、その理由として、①北電の事業活動を損なうおそれがある

②犯罪の予防などに支障が生ずるおそれがある ③道の事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある

料の再処理と北海道」および図参照しているだけに、道の情報公開度のお粗末さが際立っている。政府や電力会社の意向には従順だが道民の請求には冷たい、後ろ向きの決定に対して十月上旬、十一人全員が道公文書開示審査会(会長・中村睦男北大法学部教授)に異議申立てを行なった。

①搬出作業は報道済みで、船名などの開示で事業活動を損なうことはない

②輸送船の通過国や英仏の再処理工場周辺の環境・生命を守るためにも、開示は必要である ③犯罪発生蓋然性は極めて低く、情報公開の制限を求めた科学技術庁の「通知」に法的拘束力がない

たが、データを出し渋る道側に疑問が募った経験がある。あるとき、道の担当者が「開発業者に日参されると、情が移ってアドバイスするんです」と漏らした。その積み重ねで行政から情報を引き出す手口が透けて見えた。「利害が絡む事業について行政は業者に甘く、(アドバイスの積み重ねは)事実上の公開以上のものになる。血液製剤をめぐる、製薬会社と厚生省の関係と同じことで、住民の健康を損なう情報を企業に流しているのではないかと、非常に不公平だ」(神原さん)

伏せ字だらけの輸送計画書

昨年九月中旬、大勢の人々の抗議の声を浴びながら、北電・泊原子力発電所からイギリスの再処理工場に向けて、初の使用済み核燃料の搬出が行なわれた。搬出作業の一部始終はマスコミなどを通じて全国に報道され、対岸の岩内港からも核燃料輸送船「バシフィック・ピントール号」の船影を確認できた。衆人環視のなかでの搬出だった。北電が道や地元四町村と交わっている

に対する情報公開に不熱心なのが、道の開発・環境行政の情けない実態である。芳賀さんの裁判が長期化するうちに、サホロリゾートなどを経営する西洋環境開発(本社東京)は、バブル崩壊による収益悪化が表面化し、九五年三月決算で百八十五億円の経営赤字に転落した。ここ五年以内に系列会社に経営を移行することになり、事実上新得から撤退する見通しだ。ゴルフ場拡張計画も消滅した。閉鎖的で企業寄りの行政だが、体面にこだわって法廷での争いを続けている。

「安全協定」では、自治体への核燃料輸送計画の連絡が義務づけられている。六月から八月にかけて、「輸送の詳細を少しでも知りたい」と考えた札幌や小樽などの市民十一人が、条例に基づいて輸送計画書の開示請求を行なった。わたしも、その一人である。が、計画書の一部開示決定がなされたのは搬出から一週間後であり、市民たちが伏せ字だらけの計画書を閲覧で

公開を求めて異議申立て

申立てが行なわれると、非開示理由の詳細を記した「説明書」が実施機関(道の担当セクション)から審査会に提出される仕組みになっている。が、北海道では今まで異議申立人に「説明書」が送付されたことはなかった。神奈川県のように審査会の審議要領のなかで「説明書」の写しの送付を明記する自治体もあるだけに、北海道のような不公平な条例運用では何のための救済制度なのかも疑わしい。

論でできる土俵が、やっと整ったわけだ。一歩前進というべきか。道側の「説明書」では、「核物質の所在が特定できる情報や輸送数量などを開示すると、盗取(筆者注)核ジャックなどを指すらしい)を行なう際の魅力度や、盗取の可能性を高める」との主張が展開され、

「犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある」と強調している。さらに、「開示によって北電との信頼関係が損なわれた場合、安全協定の履行の上で必要不可欠な情報の秘匿や制限、協力を得られなくなるおそれがあり、道の事務の執行に支障が生ずる」とも述べて、協定の順守を北電に求めようというお粗末な身中身だった。

申立人とその代理人(弁護士、法学者、市民運動関係者五人)は二月下旬、「説明書」に対する反論をまとめた意見書を審査会に提出した。「今回の情報非公開は、住民の安全や

健康を犠牲にして、一方的に企業の利益を保護する、著しくバランスを欠いたもの。(核物質防護の主張が)国際核ジャック部隊による乗っ取りや核をネタにした政府に対する強迫を想定しているならば、スパイ小説の読みすぎだ。荒唐無稽な作り話を理由に道民の知る権利を制限することは、際限のない情報非公開の拡大につながる」

「非公開は、国の指導に名を借り、少しでも国の意向に逆らいたくないとい

制度充実と対話の促進を

開示請求は、開発行為などの是非を正面から問う性格のものではないが、たった一人ででも環境行政の横暴をチェックできる可能性を秘めた制度といえるだろう。

前出の芳賀さんが暮らす新得町では九四年、道内の町村のトップを切つて「公文書公開に関する取扱基準」を定めて、町長交際費をほぼ完全に近い形で公開している。

「積極的に公開すると、住民側もあり批判できない雰囲気になって、行政にとってもプラスになる。道民も制度

う自己保身とことなかれ主義の産物。これらを粉飾するために非開示理由が利用されるなら情報公開は有名無実になり、制度の運用に一大汚点を残し、悪しき先例を認めることになる」

代理人で北大法学部教授の畠山武道さんは、意見書のなかで今回の道の対応を痛烈に批判している。わたしの目には、かたくなに非公開の姿勢をとり続ける道の環境行政のありようは滑稽にすら映る。

を積極的に利用したい」
と話す芳賀さんは、パンフレットを作成したらすぐに役場などに持参する——といったように、双方向の情報公開に努めている。

核燃料輸送をめぐる異議申立人の一人で、道庁不正問題にも発言し続けてきた佐藤信彦さん(札幌在住)は、「道民にとって公開制度が活用できる点、不十分な点の両面が、一連のやり取りで分かった。住民生活にかかわる問題は、行政が積極的に情報を提供する義務があるのにされておらず、一步

も二歩も遅れていると実感した。道庁不正問題でも情報公開のあり方が問われている。条例改正はもちろんのこと、制度を根本から見直すべきだ」と、情報公開行政の転換を促す。



道庁不正などで情報公開に関心が高まった(2月の札幌弁護士会セミナー)

制度の充実とともに環境問題での対話行政の大切さを説くのは、ゴルフ場問題を追ってきた神原さんである。

「情報には、与える情報」と話を聞くことで得る情報の二つがあり、行政にとって大事なのは後者。住民にも同じことが言える。道の環境行政には、

話し合いの体験からよりよいものを引き出す——という姿勢に乏しい。行政独特の雰囲気毒されていて、住民とのパイプが詰まっているのではないか。道の硬直性は相当なものだ」と指摘して、対話の充実による情報公開の拡大に注文をつける。

昨年来、わたし自身も核燃料輸送計画書などの開示請求をやってみたり、道の環境基本条例などの取材を進めるなかで、実際に情報公開制度を使ってみないと、環境行政の実態や問題点は具体的に覚えてこない、と感じる場面がたくさんあった。

八六年の条例制定から十年が経過した。非開示決定に対する異議申立てをめぐって、「意見書が出されたり、申立人の意見陳述がなされたケースは今までなかった」(道行政情報センター)ことに象徴されるように、これまで制度の不十分さを放置してきた行政の怠慢やPR不足、さらに道民の関心の薄さもある。

しかし、道庁不正事件などをきっかけに情報公開に対する関心も高まっており、環境行政の「公開度」が本格的に試される時期を迎えている。